

給与所得の源泉徴収票情報のマイナポータル連携に関するFAQ（利用者向け）

（令和6年1月4日）

目次

1 共通	1
問1 給与所得の源泉徴収票情報のマイナポータル連携とは何ですか。	1
問2 マイナポータル連携とは何ですか。	1
問3 給与所得の源泉徴収票情報のマイナポータル連携と「日本版記入済み申告書」（書かない確定申告）の関係について教えてください。	1
問4 給与所得の源泉徴収票情報のマイナポータル連携は、いつから利用できるようになりますか。	1
問5 「給与所得の源泉徴収票」がe-Taxで提出されていないと、給与所得の源泉徴収票情報の自動入力はされないのですか。	2
問6 「給与支払報告書」の情報は自動入力の対象となりますか。	2
問7 「給与所得の源泉徴収票」のどの情報が自動入力の対象となりますか。	3
問8 給与所得の源泉徴収票情報の自動入力を利用するために、何か事前に準備をする必要はありますか。	4
2 利用者向け	5
(1) 給与所得の源泉徴収票情報をマイナポータル連携で取得する方法	5
問1 どうすれば給与所得の源泉徴収票情報を、マイナポータル連携を利用して取得できますか。【令和6年1月4日更新】	5
(2) 給与所得の源泉徴収票情報がマイナポータル連携の対象となる場合	5
問1 給与所得の源泉徴収票情報がマイナポータル連携の対象となるのは、どのような場合ですか。	5
問2 給与所得の源泉徴収票情報がマイナポータル連携の対象とならないのは、どのような場合ですか。	6
問3 給与の収入金額が500万円超の源泉徴収票でなければ、マイナポータル連携の対象とならないのですか。	6
問4 自分の給与所得の源泉徴収票が、勤務先から税務署へ提出されているか（又はe-Taxで提出されているか）については、どうすれば分かりますか。	7
(3) 給与所得の源泉徴収票情報を取得するための事前準備	7
問1 給与所得の源泉徴収票情報を取得するための事前準備について教えてください。【令和6年1月4日更新】	7
問2 過去にe-Tax及びマイナポータル連携を利用して確定申告を行ったことがあるのですが、自動的に給与所得の源泉徴収票情報を取得できるようになりますか。	7
問3 過去にID・パスワード方式を利用してe-Taxで確定申告を行ったことがあるのですが、	

その場合でも給与所得の源泉徴収票情報を取得できるようになりますか。	7
〈e-Tax マイページにおける事前準備〉	8
問4 給与所得の源泉徴収票情報を取得するためのマイページでの事前準備について教えてください。【令和6年1月4日更新】	8
問5 マイページへアクセスする方法を教えてください。【令和6年1月4日更新】	8
問6 マイページでのカナ氏名の入力に当たっての注意点はありますか。	8
問7 マイページでのカナ氏名の入力について、ミドルネームは、「姓」と「名」のどちらに入力すればいいですか。	9
問8 マイページでの事前準備は、毎年行う必要がありますか。	9
問9 過去に確定申告書を税務署に提出した際に、申告書にマイナンバーの記載を行いました。給与所得の源泉徴収票情報のマイナポータル連携を利用するために、再度マイナンバーを提供する必要がありますか。	9
問10 以前にマイページ上で、マイナンバーカードを読み取り本人確認を行ったことがあるのですが、情報取得を希望する旨の登録時に、再度マイナンバーカードを読み取る必要がありますか。	9
問11 現在の情報取得希望の設定状況を確認するにはどうすればいいですか。【令和6年1月4日追加】	9
問12 マイナンバーやカナ氏名など、マイページで登録した情報に誤りや変更があった場合は、どうすればよいでしょうか。【令和6年1月4日追加】	9
問13 現在、情報取得を希望していますが、今後は不要になったため「希望しない」設定に変更することはできますか。【令和6年1月4日追加】	10
問14 e-Tax マイページで情報取得希望の設定を行った後、マイナンバーに変更がありました。勤務先から交付された源泉徴収票には変更後のマイナンバーが記載されていますが、e-Tax で何か再設定は必要ですか。【令和6年1月4日追加】	10
問15 情報取得希望の登録を行った後に利用者識別番号を変更した場合、再度、情報取得希望の登録は必要ですか。【令和6年1月4日追加】	10
(4) マイナポータル連携（自動入力）される給与所得の源泉徴収票情報	10
問1 給与所得の源泉徴収票に関する情報が全てマイナポータル連携されるのですか。	10
問2 給与所得の源泉徴収票に関する情報の全ての項目が確定申告書等作成コーナーへ自動入力されるのですか。	11
問3 自動入力の対象となる自分の給与所得の源泉徴収票情報は、確定申告書を作成する前にマイナポータルで確認できますか。	11
問4 自分の給与所得の源泉徴収票情報がマイナポータル連携で取得可能であることは、どうすればわかりますか。【令和6年1月4日更新】	11
(5) 給与所得の源泉徴収票情報を取得できなかった場合等	12
問1 自動入力された給与所得の源泉徴収票情報に誤りがあります。どうすればよいでしょうか。	12
問2 確定申告書等作成コーナーで確定申告書を作成する際、私の給与所得の源泉徴収票情報がマイナポータル連携の対象情報として表示されません。なぜでしょうか。勤務先へマイ	

	ナンバーを提供しており、勤務先は e-Tax を利用して給与所得の源泉徴収票を税務署に提出していると聞いています。【令和 6 年 1 月 4 日追加】	12
問 3	確定申告書等作成コーナーで確定申告書を作成する際、私の給与所得の源泉徴収票情報がマイナポータル連携の対象情報として表示されません。なぜでしょうか。勤務先からは e-Tax を利用して給与所得の源泉徴収票を税務署に提出していると聞いており、e-Tax マイページにて事前準備も行いました。【令和 6 年 1 月 4 日追加】	13
問 4	e-Tax のメッセージボックスへ通知が届いたので、確定申告書等作成コーナーからマイナポータル連携で給与所得の源泉徴収票情報を読み込んだのですが、その際、エラーが表示され自動入力することができません。【令和 6 年 1 月 4 日追加】	14
(6) その他	14
問 1	勤務先が複数回にわたって給与所得の源泉徴収票を税務署へ提出した場合は、どの源泉徴収票の情報が自動入力されるのですか。	14
問 2	複数か所の勤務先で働いているのですが、どの勤務先の給与所得の源泉徴収票情報がマイナポータル連携の対象となりますか。	15
問 3	マイナンバーに変更があり、勤務先に提供しているマイナンバーと現在のマイナンバーが異なりますが、給与所得の源泉徴収票情報のマイナポータル連携は利用できますか。 .	15
問 4	非居住者に対して支払われる給与等についてもマイナポータル連携の対象となりますか。	15

1 共通

問1 給与所得の源泉徴収票情報のマイナポータル連携とは何ですか。

- 令和5年分以降の所得税の確定申告において、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」からマイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際、お勤め先（給与等の支払者）から税務署に提出された「給与所得の源泉徴収票」の情報を、マイナポータル経由で取得し、確定申告書の該当項目に自動で入力するものです。
- 「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象になるためには、お勤め先（給与等の支払者）が税務署に「給与所得の源泉徴収票」（令和6年1月以降に提出された令和5年分以後の年分のものに限り、）をe-Tax又は認定クラウド等により提出していることなど、一定の条件に該当することが必要です（「給与所得の源泉徴収票」には、「年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの」などの提出基準があります。）。
- また、給与所得の源泉徴収票情報の取得に当たっては、申告される方が、あらかじめe-Taxのマイページにおいて、情報の取得を希望する旨の登録を行うとともに、マイナンバー等の提供を行っていただくことが必要となります。

問2 マイナポータル連携とは何ですか。

- マイナポータル連携とは、所得税確定申告や年末調整等の手続において、マイナポータル経由で、控除証明書等のデータを一括取得し、各種申告書の該当項目へ自動入力する機能です。
- 所得税確定申告の手続の場合は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で、この機能をご利用になれます（マイナンバーカードを利用してe-Taxで確定申告書を提出する場合に限ります。）。
- 詳しくは、国税庁ホームページ「[マイナポータル連携特設ページ](#)」をご覧ください。

問3 給与所得の源泉徴収票情報のマイナポータル連携と「日本版記入済み申告書」（書かない確定申告）の関係について教えてください。

- 「[税務行政のデジタル・トランスフォーメーション-税務行政の将来像2023-](#)」においては、納税者の利便性の向上施策として、申告納税制度のもとで、確定申告に必要なデータ（給与や年金の収入金額、医療費の支払額など）を申告データに自動で取り込むことにより、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組み（「日本版記入済み申告書」（書かない確定申告））の実現を目指すこととしています。
- 給与所得の源泉徴収票情報のマイナポータル連携は、上記「日本版記入済み申告書」（書かない確定申告）の実現に向けた一施策として、実施するものです。

問4 給与所得の源泉徴収票情報のマイナポータル連携は、いつから利用できるようになりますか。

- 令和6年2月から、令和5年分の給与所得の源泉徴収票情報をマイナポータル連携で利用できるようになります。

- 利用に当たっては、申告される方が、あらかじめマイナポータルと e-Tax の連携設定のほか、e-Tax のマイページにおいて、情報の取得を希望する旨の登録を行うとともに、マイナンバー等の提供を行っていただくことが必要となります。
- また、お勤め先（給与等の支払者）が税務署に提出する「給与所得の源泉徴収票」については、翌年の1月31日が提出期限となっているため、申告される方の「給与所得の源泉徴収票」が e-Tax 又は認定クラウド等により税務署に提出され次第、順次、給与所得の源泉徴収票情報のマイナポータル連携が利用可能となります。

問5 「給与所得の源泉徴収票」が e-Tax で提出されていないと、給与所得の源泉徴収票情報の自動入力はされないのですか。

- 給与所得の源泉徴収票情報が自動入力の対象となるためには、お勤め先（給与等の支払者）が税務署に、従業員の方（申告される方）の「給与所得の源泉徴収票」を e-Tax 又は認定クラウド等により提出する必要があります。
- また、地方税ポータルシステム（eLTAX）の「電子的提出一元化機能」により、「給与支払報告書」と「給与所得の源泉徴収票」のデータを各市区町村と所轄税務署に一括提出した場合も自動入力の対象となります。
- 書面や光ディスク等で「給与所得の源泉徴収票」を提出した場合は、自動入力の対象とはなりません。

問6 「給与支払報告書」の情報は自動入力の対象となりますか。

- 令和6年2月からは、お勤め先（給与等の支払者）から税務署に e-Tax 又は認定クラウド等で提出された「給与所得の源泉徴収票」の情報のみが自動入力の対象となります。
- したがって、お勤め先（給与等の支払者）から市区町村に対して提出された「給与支払報告書」の情報は、マイナポータル連携による自動入力の対象とはなりません。
- なお、令和5年度税制改正において、「給与等の支払者が給与所得の源泉徴収票に記載すべき一定の事項が記載された給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したものとみなす」などの改正がされたことに伴い、地方税ポータルシステム（eLTAX）により市区町村へ提出された給与支払報告書の情報が市区町村から国（税務署）へ提供されることを前提として、給与支払報告書の情報についても、令和9年2月からマイナポータル連携による自動入力の対象とすることを予定しております。

【現在の取扱い】

	給与所得の源泉徴収票	給与支払報告書
提出先	国（税務署）	市区町村
提出範囲	年間の給与等の支払金額が 500万円を超えるものなど (※) 詳細は 2(2)問3 をご参照ください。	金額基準なく提出 (※) 中途退職者に対する 30 万円以下の支払は除きます。
マイナポータル連携による自動入力	対象 (※) 給与等の支払者が e-Tax 又は認定クラウド等で提出していることなど、一定の条件に該当することが必要です。	対象外 (※) 令和 5 年度税制改正において、「給与等の支払者が給与所得の源泉徴収票に記載すべき一定の事項が記載された給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したものとみなす」などの改正がされたことに伴い、地方税ポータルシステム（eLTAX）により市区町村へ提出された給与支払報告書の情報が市区町村から国（税務署）へ提供されることを前提として、給与支払報告書の情報についても、令和 9 年 2 月からマイナポータル連携による自動入力の対象とすることを予定しております。

問 7 「給与所得の源泉徴収票」のどの情報が自動入力の対象となりますか。

- 「給与所得の源泉徴収票」のうち、申告される方（支払を受ける者）の住所、氏名、マイナンバーや控除対象配偶者、控除対象扶養親族及び支払者のマイナンバー又は法人番号などを除く情報が連携の対象となり、連携された情報のうち、確定申告に必要な項目が自動入力の対象となります。

：連携の対象となる項目

問8 給与所得の源泉徴収票情報の自動入力を利用するために、何か事前に準備をする必要はありますか。

- マイナポータル連携を利用するためには、e-Tax とマイナポータルを連携させるための事前準備を行う必要があります。詳しくは、[「マイナポータルと連携した所得税確定申告手続」](#)をご覧ください。
- このほか、給与所得の源泉徴収票情報の取得に当たっては、あらかじめ e-Tax のマイページにおいて、情報の取得を希望する旨の登録を行うとともに、マイナンバー等の提供を行っていただくことが必要となります。マイナンバー等の変更がない限り、初回のみの手続となります。

2 利用者向け

(1) 給与所得の源泉徴収票情報をマイナポータル連携で取得する方法

問1 どうすれば給与所得の源泉徴収票情報を、マイナポータル連携を利用して取得できますか。【令和6年1月4日更新】

- マイナポータルを経由して、給与所得の源泉徴収票情報を取得するためには、お勤め先において、次の対応がされていることが必要です。
 - ① 従業員の方（申告される方）の給与所得の源泉徴収票を税務署へ e-Tax（地方税ポータルシステム（eLTAX）を含みます。）又は認定クラウド等により提出していること。
 - ※ 給与所得の源泉徴収票には、「年間の給与等の支払金額が 500 万円を超えるもの」などの提出基準があります。
 - ② 従業員の方（申告される方）の給与所得の源泉徴収票に、従業員の方（申告される方）の「マイナンバー」、「氏名（フリガナを含みます。）」、「住所」、「生年月日」等の情報が漏れなく正しく入力されていること。
- また、従業員の方（申告される方）については、給与所得の源泉徴収票情報を取得するため、事前に以下の手順を行っていただく必要があります。
 - ① マイナンバーカードを用いて e-Tax を利用する（マイナンバーカード方式）ための手順詳しくは「[マイナンバーカード方式について](#)」をご確認ください。
 - ② マイナポータルの利用者登録及びマイナポータルの「外部サイトとの連携」機能から「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」と連携設定
 - ③ e-Tax のマイページから情報の取得を希望する旨の登録及びカナ氏名の入力やマイナンバー等の提供
- マイナポータルの「[確定申告の事前準備](#)」ページ（外部サイト）から、上記の手続を一連の流れで行うことが可能です。
 - なお、「確定申告の事前準備」ページには、国税庁ホームページ「[マイナポータルと連携した所得税確定申告手続](#)」からアクセスいただけるほか、マイナポータルアプリからもご利用いただけます。
- これらの条件を満たす場合、国税庁ホームページ「[確定申告書等作成コーナー](#)」からマイナンバーカードを利用して e-Tax で申告する際、マイナポータルと連携することにより、給与所得の源泉徴収票情報を取得することが可能になります。
- なお、マイナポータル連携により自動入力された内容については、**お勤め先から交付された源泉徴収票の内容と一致していることを必ずご確認の上、ご利用ください。**

(2) 給与所得の源泉徴収票情報がマイナポータル連携の対象となる場合

問1 給与所得の源泉徴収票情報がマイナポータル連携の対象となるのは、どのような場合ですか。

- 給与所得の源泉徴収票情報がマイナポータル連携の対象となるには、お勤め先において、次の対応がされていることが必要です。

- ① 従業員の方（申告される方）の給与所得の源泉徴収票を税務署へ e-Tax（地方税ポータルシステム（eLTAX）を含みます。）又は認定クラウド等により提出していること。
- ※ 給与所得の源泉徴収票には、「年間の給与等の支払金額が 500 万円を超えるもの」などの提出基準があります。
- ② 従業員の方（申告される方）の給与所得の源泉徴収票に、従業員の方（申告される方）の「マイナンバー」、「氏名（フリガナを含みます。）」、「住所」、「生年月日」等の情報が漏れなく正しく入力されていること。

問2 給与所得の源泉徴収票情報がマイナポータル連携の対象とならないのは、どのような場合ですか。

- 次のいずれかに該当する場合には、給与所得の源泉徴収票情報がマイナポータル連携の対象となりません。
- ① お勤め先が税務署に、従業員の方（申告される方）の給与所得の源泉徴収票を提出していない場合
- ※ 給与所得の源泉徴収票には、「年間の給与等の支払金額が 500 万円を超えるもの」などの提出基準があります。
- ② お勤め先が税務署に、従業員の方（申告される方）の給与所得の源泉徴収票を書面や光ディスク等により提出しており、e-Tax（地方税ポータルシステム（eLTAX）を含みます。）又は認定クラウド等で提出していない場合
- ③ お勤め先から提出された従業員の方（申告される方）の給与所得の源泉徴収票について、従業員の方（申告される方）の「マイナンバー」、「氏名（フリガナを含みます。）」、「住所」、「生年月日」等の情報に漏れがある、もしくは正しく入力されていない場合
- なお、お勤め先から税務署への給与所得の源泉徴収票の提出状況については、税務署にお問い合わせいただいてもお答えすることができませんので、お勤め先へご確認いただくようお願いいたします。

問3 給与の収入金額が 500 万円超の源泉徴収票でなければ、マイナポータル連携の対象とならないのですか。

- 500 万円以下の給与に係る源泉徴収票であっても、お勤め先が税務署に任意で e-Tax（地方税ポータルシステム（eLTAX）を含みます。）又は認定クラウド等により提出している場合は、マイナポータル連携の対象となります。
- ※ 令和 9 年 2 月からは、お勤め先が地方税ポータルシステム（eLTAX）により地方公共団体に対して提出した「給与支払報告書」のデータも自動入力の対象に追加する予定です。
- 令和 9 年 2 月以降は、年間の給与等の金額が 500 万円以下でも、自動入力の対象となる予定です（「給与支払報告書」の詳細は、[1 共通 問 6](#)をご参照ください。）。
- なお、お勤め先から税務署への給与所得の源泉徴収票の提出状況については、税務署にお問い合わせいただいてもお答えすることができませんので、お勤め先へご確認いただくようお願いいたします。

（参考）

[タックスアンサー（よくある税の質問）>No.7411「給与所得の源泉徴収票」の提出範囲と提出枚数等](#)

問4 自分の給与所得の源泉徴収票が、勤務先から税務署へ提出されているか（又は e-Tax で提出されているか）については、どうすれば分かりますか。

- お勤め先から税務署への給与所得の源泉徴収票の提出状況については、お勤め先へご確認いただくようお願いいたします。
- なお、お勤め先から税務署への給与所得の源泉徴収票の提出方法や源泉徴収票の内容については、税務署にお問い合わせいただいてもお答えすることができませんのでご了承ください。

(3) 給与所得の源泉徴収票情報を取得するための事前準備

問1 給与所得の源泉徴収票情報を取得するための事前準備について教えてください。【令和6年1月4日更新】

- 従業員の方（申告される方）は、給与所得の源泉徴収票情報を取得するため、事前に以下の手順を行う必要があります。
 - ① マイナンバーカードを用いて e-Tax を利用する（マイナンバーカード方式）ための手順詳しくは「[マイナンバーカード方式について](#)」をご確認ください。
 - ② マイナポータルの利用者登録及びマイナポータルの「外部サイトとの連携」機能から「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」と連携設定
 - ③ e-Tax のマイページから情報の取得を希望する旨の登録及びカナ氏名の入力やマイナンバー等の提供
- マイナポータルの「[確定申告の事前準備](#)」ページ（外部サイト）から、上記の手続を一連の流れで行うことが可能です。

なお、「確定申告の事前準備」ページには、国税庁ホームページ「[マイナポータルと連携した所得税確定申告手続](#)」からアクセスいただけるほか、マイナポータルアプリからもご利用いただけます。

問2 過去に e-Tax 及びマイナポータル連携を利用して確定申告を行ったことがあるのですが、自動的に給与所得の源泉徴収票情報を取得できるようになりますか。

- 過去に e-Tax やマイナポータル連携を利用して確定申告を行ったことがある場合についても、e-Tax マイページから情報の取得を希望する旨の登録及びカナ氏名の入力やマイナンバー等の提供を行っていただく必要があります。
- e-Tax のマイページにアクセスしていただき、情報の取得を希望する旨の登録及びカナ氏名の入力やマイナンバーカードの読取り（券面事項読取り及び本人確認）を行ってください。

問3 過去に ID・パスワード方式を利用して e-Tax で確定申告を行ったことがあるのですが、その場合でも給与所得の源泉徴収票情報を取得できるようになりますか。

- ID・パスワード方式を利用した e-Tax 申告では、給与所得の源泉徴収票情報を取得することはできません。
- マイナンバーカード方式を利用した e-Tax 申告でのみ、給与所得の源泉徴収票情報を取得できます。

〈e-Tax マイページにおける事前準備〉

問4 給与所得の源泉徴収票情報を取得するためのマイページでの事前準備について教えてください。【令和6年1月4日更新】

- マイナポータルの「[確定申告の事前準備](#)」ページ（外部サイト）から、「取得したい証明書等の選択」において「給与」を選択して事前準備を進めることにより、e-Taxのマイページ「マイナンバーカードによる本人確認／情報取得希望」画面にアクセスします（マイナポータルへのログイン時にマイナンバーカードの読み取りが必要です）。
なお、「確定申告の事前準備」ページには、国税庁ホームページ「[マイナポータルと連携した所得税確定申告手続](#)」からアクセスいただけるほか、マイナポータルアプリからもご利用いただけます。
- 「マイナンバーカードによる本人確認／情報取得希望」画面の案内に沿って、情報の取得を希望する旨の登録及びカナ氏名の入力やマイナンバーカードによる券面事項の読取りと本人確認を行ってください。
※ マイナンバーカードの読取りには、券面事項入力補助用パスワード（4桁の数字）及び署名用電子証明書パスワード（6桁～16桁の英数字）の入力が必要です。
- なお、初めてe-Taxをご利用になる場合やマイページ上でマイナンバーカードによる本人確認を行っていない場合等については、マイナンバーカードでe-Taxにログインを行った際に同様の画面が表示されますので、手続を行ってください。

問5 マイページへアクセスする方法を教えてください。【令和6年1月4日更新】

- マイナポータル「[確定申告の事前準備](#)」ページ（外部サイト）から、「取得したい証明書等の選択」において「給与」を選択して事前準備を進めることにより、e-Taxのマイページ「マイナンバーカードによる本人確認／情報取得希望」画面にアクセスします（マイナポータルへのログイン時にマイナンバーカードの読み取りが必要です）。
なお、「確定申告の事前準備」ページには、国税庁ホームページ「[マイナポータルと連携した所得税確定申告手続](#)」からアクセスいただけるほか、マイナポータルアプリからもご利用いただけます。
- 上記以外にも、e-Taxのマイページには以下の方法でアクセスすることができます。詳しくは、[e-Tax ホームページ](#)をご覧ください。
方法①：e-Taxの[受付システム](#)又は[e-Tax ソフト](#)（WEB版・SP版）からアクセスする。
方法②：マイナポータルの「外部サイトとの連携」機能を利用し、e-Taxのトップ画面からアクセスする。
- いずれの場合においても、「e-Taxからの情報取得を希望する」旨の設定を行うためには、マイナンバーカードを読み取ってログインする必要があります。

問6 マイページでのカナ氏名の入力に当たっての注意点はありますか。

- カナ氏名の入力に当たっては、お勤め先から交付されたお手元の「給与所得の源泉徴収票」に記載されたものと異なるものが入力された場合、マイナポータル連携で給与所得の源泉徴収票情報を取得することができませんので、姓（フリガナ）及び名（フリガナ）ともにお間違えのないように入力してください。

- なお、お勤め先から税務署に提出された給与所得の源泉徴収票のカナ氏名欄に、アルファベットやひらがな等のカタカナ以外の文字が入力されている場合は、給与所得の源泉徴収票情報を取得することはできませんので、確定申告書作成時には、お勤め先から交付された給与所得の源泉徴収票を基に、入力画面から直接入力を行っていただくようお願いします。スマートフォンで申告書を作成される場合は、スマートフォンのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影することで、該当項目に自動入力する機能もございますので、そちらをご利用ください。

問7 マイページでのカナ氏名の入力について、ミドルネームは、「姓」と「名」のどちらに入力すればいいですか。

- お名前にミドルネームがある場合は、姓や名のフリガナを入力するとともに、ミドルネームのフリガナを「姓（フリガナ）」欄又は「名（フリガナ）」欄のいずれか一方に入力してください（どちらに入力いただいても問題ありません）。
- なお、姓や名との間にスペース（空欄）を入力する必要はありませんが、お勤め先から交付された「給与所得の源泉徴収票」に記載されているとおりに入力してください。

問8 マイページでの事前準備は、毎年行う必要がありますか。

- マイページ上での情報の取得を希望する旨の登録及びカナ氏名の入力やマイナンバー等の提供については、マイナンバーや氏名等の変更がない限り、1回のみ手続を行っていただければ、翌年以降は不要です。

問9 過去に確定申告書を税務署に提出した際に、申告書にマイナンバーの記載を行いました。給与所得の源泉徴収票情報のマイナポータル連携を利用するために、再度マイナンバーを提供する必要がありますか。

- 過去に確定申告書等の提出の際に、税務署へマイナンバーを提供している場合であっても、給与所得の源泉徴収票情報のマイナポータル連携を利用するためには、e-Taxのマイページで改めてマイナンバー等の情報を提供していただくなどの事前準備が必要となります。

問10 以前にマイページ上で、マイナンバーカードを読み取り本人確認を行ったことがありますが、情報取得を希望する旨の登録時に、再度マイナンバーカードを読み取る必要がありますか。

- 令和5年以前に、マイページの「本人確認」画面において、マイナンバーカードの署名用電子証明書を利用した本人確認を行った方についても、給与所得の源泉徴収票情報を取得するためには、情報取得を希望する旨の登録時に、再度マイナンバーカードによる券面事項の読取りと本人確認を行っていただく必要があります。

問11 現在の情報取得希望の設定状況を確認するにはどうすればいいですか。【令和6年1月4日追加】

- 情報取得希望の設定状況については、マイページの「本人確認／情報取得希望」又は「その他の登録情報」からご確認いただけます。

問12 マイナンバーやカナ氏名など、マイページで登録した情報に誤りや変更があった場合は、どうすればよいでしょうか。【令和6年1月4日追加】

- マイページでの登録後、マイナンバーや氏名などに誤りや変更等があった場合は、給与所得の源泉徴収票情報を取得することができなくなりますので、速やかに再登録を行ってください。

い。

- 再登録する場合は、マイページの「マイナンバーカードによる本人確認／情報取得希望」画面から、「マイナンバー・氏名の変更」欄の「変更する」ボタンを押下し、再度、カナ氏名の入力及びマイナンバーカードの読取りを行ってください。

問 13 現在、情報取得を希望していますが、今後は不要になったため「希望しない」設定に変更することはできますか。【令和 6 年 1 月 4 日追加】

- 情報取得希望の設定後、希望有無の設定内容を変更する場合は、「マイナンバーカードによる本人確認／情報取得希望」画面の「e-Tax からの情報取得」欄の「希望しない」ボタンから変更が可能です。
- なお、「希望しない」に設定後、再度、情報取得を希望する場合は、改めて情報の取得を希望する旨の登録及びカナ氏名の入力やマイナンバー等の提供が必要です。

問 14 e-Tax マイページで情報取得希望の設定を行った後、マイナンバーに変更がありました。勤務先から交付された源泉徴収票には変更後のマイナンバーが記載されていますが、e-Tax で何か再設定は必要ですか。【令和 6 年 1 月 4 日追加】

- 既に e-Tax マイページで情報取得希望の設定を行った後に、マイナンバーが変更となった場合は、再度マイページ上でマイナンバーの提供が必要です。
- 再度マイページにアクセスいただき、情報取得希望の設定を行う画面からマイナンバーの変更を行ってください。お勤め先から税務署に源泉徴収票が提出されている場合は、マイページ上でのマイナンバー変更後、順次、給与所得の源泉徴収票情報を取得できるようになります。

問 15 情報取得希望の登録を行った後に利用者識別番号を変更した場合、再度、情報取得希望の登録は必要ですか。【令和 6 年 1 月 4 日追加】

- 利用者識別番号の再取得（変更）を行った場合、旧（変更前）利用者識別番号で実施したマイページでの登録内容は引き継がれませんので、給与所得の源泉徴収票情報を取得するためには、改めて情報の取得を希望する旨の登録等、再度の事前準備が必要です。
- なお、利用者識別番号の再取得（変更）を行うと、過去に e-Tax のメッセージボックスに格納された情報（給与所得の源泉徴収票情報を含みます。）を確認することはできなくなります。
- また、利用者識別番号の再取得（変更）を行い、再度の事前準備を行った場合でも、e-Tax のメッセージボックスに以前格納された給与所得の源泉徴収票情報が再度格納されることはありません。ただし、この場合でも給与所得の源泉徴収票情報のマイナポータル連携（自動入力）はご利用いただけます。

(4) マイナポータル連携（自動入力）される給与所得の源泉徴収票情報

問 1 給与所得の源泉徴収票に関する情報が全てマイナポータル連携されるのですか。

- 「給与所得の源泉徴収票」のうち、申告される方（「支払を受ける者」）の住所、氏名、マイナンバーや控除対象配偶者、控除対象扶養親族及び支払者のマイナンバー又は法人番号などを除く情報が連携の対象となります。
- また、給与所得の源泉徴収票情報については、e-Tax のメッセージボックスにも格納されま

すので、e-Tax 受付システム又は e-Tax ソフト（WEB 版及び SP 版を含みます。）にログインしていただくことで、給与所得の源泉徴収票情報のイメージを確認することができます。

問 2 給与所得の源泉徴収票に関する情報の全ての項目が確定申告書等作成コーナーへ自動入力されるのですか。

- 「給与所得の源泉徴収票」のうち、申告される方（「支払を受ける者」）の住所、氏名、マイナンバーや控除対象配偶者、控除対象扶養親族及び支払者のマイナンバー又は法人番号などを除く情報が連携の対象となり、連携された情報のうち、確定申告に必要な項目が自動入力の対象となります。
- なお、マイナポータル連携により自動入力された内容については、**お勤め先から交付された源泉徴収票の内容と一致していることを必ずご確認ください**、ご利用ください。
- また、確定申告に必要な項目であっても、「摘要欄」に記載された扶養親族の情報など、一部の項目については自動入力の対象とならないため、別途、入力画面から直接入力する必要があります。
- 詳しくは、確定申告書等作成コーナーの「[よくある質問](#)」をご参照ください。

問 3 自動入力の対象となる自分の給与所得の源泉徴収票情報は、確定申告書を作成する前にマイナポータルで確認できますか。

- マイナポータル連携の対象となる給与所得の源泉徴収票情報については、マイナポータル上で確認することはできませんが、e-Tax のメッセージボックスに格納されますので、e-Tax 受付システム又は e-Tax ソフト（WEB 版及び SP 版を含みます。）にログインしていただくことで、給与所得の源泉徴収票情報のイメージを確認することができます。

問 4 自分の給与所得の源泉徴収票情報がマイナポータル連携で取得可能であることは、どうすれば分かりますか。【令和 6 年 1 月 4 日更新】

- 給与所得の源泉徴収票情報が取得可能となった方には、毎年、e-Tax のメッセージボックスに給与所得の源泉徴収票情報を格納した旨の通知が届きます。当該通知を受け取った後、給与所得の源泉徴収票情報のマイナポータル連携をご利用になれます。
※ 給与所得の源泉徴収票情報が取得可能となるには一定の条件を満たす必要があります。詳しくは [2\(1\)問 1](#) をご確認ください。
- 事前に e-Tax にメールアドレスの登録を行うことにより、登録されたメールアドレスにも格納した旨が通知されますので、是非ご利用ください。
- なお、給与所得の源泉徴収票情報のメッセージボックスへの格納は、お勤め先から税務署に源泉徴収票の提出がされ次第、順次行うこととしています^(注)。
- また、e-Tax のメッセージボックスに通知が届かない場合は、お勤め先が給与所得の源泉徴収票を e-Tax（地方税ポータルシステム（eLTAX）を含みます。）又は認定クラウド等で提出していない、又は、従業員の方（申告される方）の「マイナンバー」、「氏名（フリガナを含みます。）」、「住所」、「生年月日」等の情報に漏れがある、もしくは正しく入力されていないなどの理由により、給与所得の源泉徴収票情報が連携できなかった可能性があります。
- その場合は、給与所得の源泉徴収票情報のマイナポータル連携は利用できませんので、お手数ですが、お勤め先から交付された給与所得の源泉徴収票を基に、入力画面から直接入力を行

っていただくようお願いします。スマートフォンで申告書を作成される場合は、スマートフォンのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影することで、該当項目に自動入力する機能もごございますので、そちらをご利用ください。

(注) お勤め先から e-Tax (地方税ポータルシステム (eLTAX) を含みます。) 又は認定クラウド等により給与所得の源泉徴収票が提出され、かつ、e-Tax のマイページ上での登録が完了した後、e-Tax のメッセージボックスに給与所得の源泉徴収票情報を格納した旨の通知が届くまでには、1～3日程度 (e-Tax のメンテナンス日を除きます。) を要しますのでご了承ください。

なお、e-Tax を初めてご利用になる方で、マイページ上での登録を行った場合については、最大5日程度 (土日祝日を除きます。) 要する場合があります。

また、所得税の法定申告期限 (原則3月15日) の間際にマイページ上での登録を行った場合は、法定申告期限までに e-Tax のメッセージボックスに当該通知が届かない可能性がありますので、ご注意ください。

そのため、給与所得の源泉徴収票情報を取得するための各種手続はお早目を実施していただくようお願いします。

(5) 給与所得の源泉徴収票情報を取得できなかった場合等

問1 自動入力された給与所得の源泉徴収票情報に誤りがあります。どうすればよいでしょうか。

- 自動入力された給与所得の源泉徴収票情報に誤りがある場合には、マイナポータル連携で取得した給与所得の源泉徴収票の情報を削除していただき、お勤め先から交付された給与所得の源泉徴収票を基に、入力画面から正しい源泉徴収票の内容を直接入力してください。スマートフォンで申告書を作成される場合は、スマートフォンのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影することで、該当項目に自動入力する機能もごございますので、そちらをご利用ください。
- なお、源泉徴収票の記載内容に関しては、税務署にお問い合わせいただいてもお答えすることができませんので、お勤め先へご確認いただくようお願いします。

問2 確定申告書等作成コーナーで確定申告書を作成する際、私の給与所得の源泉徴収票情報がマイナポータル連携の対象情報として表示されません。なぜでしょうか。勤務先へマイナンバーを提供しており、勤務先は e-Tax を利用して給与所得の源泉徴収票を税務署に提出していると聞いています。【令和6年1月4日追加】

- 令和6年2月以降においても給与所得の源泉徴収票情報を取得できない方は、「[給与所得の源泉徴収票情報を取得するための手順フローチャート](#)」をご覧ください。取得に当たっての前提条件や必要な手続についてご確認ください。
- 例えば、給与所得の源泉徴収票情報を取得するには、e-Tax とマイナポータルを連携させるための事前準備を行うほか、e-Tax のマイページから情報の取得を希望する旨の登録及びカナ氏名の入力やマイナンバー等の提供を行うことが必要です。
- e-Tax のマイページにアクセスしていただき、e-Tax から情報の取得を希望する旨の登録及びカナ氏名の入力やマイナンバーカードの読み取り (券面事項読み取り及び本人確認) を行ってください。

- また、お勤め先から税務署に提出された給与所得の源泉徴収票について、従業員の方（申告される方）の「マイナンバー」、「氏名（フリガナを含みます。）」、「住所」、「生年月日」等の情報に漏れがある、もしくは正しく入力されていない場合、その源泉徴収票についてはマイナポータル連携の対象となりません。
- その場合は、給与所得の源泉徴収票情報のマイナポータル連携は利用できませんので、お手数ですが、お勤め先から交付された給与所得の源泉徴収票を基に、入力画面から直接入力を行っていただくようお願いします。スマートフォンで申告書を作成される場合は、スマートフォンのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影することで、該当項目に自動入力する機能もごございますので、そちらをご利用ください。
- なお、給与所得の源泉徴収票情報が取得可能となった方には、毎年、e-Tax のメッセージボックスに給与所得の源泉徴収票情報を格納した旨の通知が届きます。当該通知を受け取った後、給与所得の源泉徴収票情報のマイナポータル連携をご利用になれますが、給与所得の源泉徴収票情報が取得可能となる条件を満たしてから、当該通知が届くまで1～3日程度（e-Tax のメンテナンス日を除きます。）を要します。詳しくは[2\(4\)問4の（注）](#)をご確認ください。
- また、給与所得の源泉徴収票の記載内容に不明点等がある場合には、お勤め先へご確認いただくようお願いします。

問3 確定申告書等作成コーナーで確定申告書を作成する際、私の給与所得の源泉徴収票情報がマイナポータル連携の対象情報として表示されません。なぜでしょうか。勤務先からは e-Tax を利用して給与所得の源泉徴収票を税務署に提出していると聞いており、e-Tax マイページにて事前準備も行いました。【令和6年1月4日追加】

- 令和6年2月以降においても給与所得の源泉徴収票情報を取得できない方は、[「給与所得の源泉徴収票情報を取得するための手順フローチャート」](#)をご覧くださいのうえ、取得に当たっての前提条件や必要な手続についてご確認ください。
- 例えば、お勤め先から税務署に提出された給与所得の源泉徴収票について、従業員の方（申告される方）の「マイナンバー」、「氏名（フリガナを含みます。）」、「住所」、「生年月日」等の情報に漏れがある、もしくは正しく入力されていない場合、その源泉徴収票についてはマイナポータル連携の対象となりません。
- その場合は、給与所得の源泉徴収票情報のマイナポータル連携は利用できませんので、お手数ですが、お勤め先から交付された給与所得の源泉徴収票を基に、入力画面から直接入力を行っていただくようお願いします。スマートフォンで申告書を作成される場合は、スマートフォンのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影することで、該当項目に自動入力する機能もごございますので、そちらをご利用ください。
- なお、給与所得の源泉徴収票情報が取得可能となった方には、毎年、e-Tax のメッセージボックスに給与所得の源泉徴収票情報を格納した旨の通知が届きます。当該通知を受け取った後、給与所得の源泉徴収票情報のマイナポータル連携をご利用になれますが、給与所得の源泉徴収票情報が取得可能となる条件を満たしてから、当該通知が届くまで1～3日程度（e-Tax のメンテナンス日を除きます。）を要します。詳しくは[2\(4\)問4の（注）](#)をご確認ください。

- また、給与所得の源泉徴収票の記載内容に不明点等がある場合には、お勤め先へご確認いただくようお願いいたします。

問 4 e-Tax のメッセージボックスへ通知が届いたので、確定申告書等作成コーナーからマイナポータル連携で給与所得の源泉徴収票情報を読み込んだのですが、その際、エラーが表示され自動入力することができません。【令和 6 年 1 月 4 日追加】

- マイナポータル連携を利用して取得した給与所得の源泉徴収票情報を確定申告書等作成コーナーへ自動入力する際、データの内容に誤り^(注)がないか等のチェックを行っており、当該チェックに該当した場合は自動削除のうえ画面上にその旨のエラーメッセージを表示するとともに、その理由や対応等を確定申告書等作成コーナーの「[よくある質問](#)」に掲載し案内しています。
- これらのエラーが発生した場合には、給与所得の源泉徴収票情報のマイナポータル連携は利用できませんので、お手数ですが、お勤め先から交付された給与所得の源泉徴収票を基に、入力画面から直接入力を行っていただくようお願いいたします。スマートフォンで申告書を作成される場合は、スマートフォンのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影することで、該当項目に自動入力する機能もございますので、そちらをご利用ください。
- なお、お勤め先から交付された給与所得の源泉徴収票にも同様の誤りがある場合には、お勤め先に対して正しい源泉徴収票の交付を求めた上で、入力いただくようお願いいたします。

(注) データの内容の誤り (例)

- ・ 「支払金額」、「給与所得控除後の金額 (調整控除後)」、「所得控除の額の合計額」から計算された「源泉徴収税額」に誤りがある可能性がある場合
- ・ 「生命保険料の控除額」に金額の記載があるも「生命保険料の金額の内訳」に金額の記載がない場合又は「生命保険料の金額の内訳」から計算された「生命保険料の控除額」に誤りがある可能性がある場合

など

(6) その他

問 1 勤務先が複数回にわたって給与所得の源泉徴収票を税務署へ提出した場合は、どの源泉徴収票の情報が自動入力されるのですか。

- 同一の勤務先から給与所得の源泉徴収票が複数回税務署に提出された場合は、e-Tax (地方税ポータルシステム (eLTAX) を含みます。) 又は認定クラウド等により提出されたものうち、最新の (訂正後の) 給与所得の源泉徴収票の情報が自動入力の対象となります。
- このとき、お勤め先から提出された訂正前や無効分 (当初提出分を含みます。) の源泉徴収票の情報は、マイナポータル連携の対象とはなりません。
- なお、訂正後や無効分の源泉徴収票が提出された後、e-Tax のメッセージボックスに給与所得の源泉徴収票情報の通知が届きます。当該通知を受け取った後、最新の (訂正後の) 給与所得の源泉徴収票情報のマイナポータル連携をご利用になれます。詳しくは [2\(4\)問 4](#) をご確認ください。
- また、マイナポータル連携により自動入力された内容については、**お勤め先から交付された**

最新の（訂正後の）源泉徴収票の内容と一致していることを必ずご確認の上、ご利用ください。

問2 複数か所の勤務先で働いているのですが、どの勤務先の給与所得の源泉徴収票情報がマイナポータル連携の対象となりますか。

- 複数か所において勤務されている場合であっても、それぞれのお勤め先が源泉徴収票を e-Tax（地方税ポータルシステム（eLTAX）を含みます。）又は認定クラウド等で提出している場合は、その全てがマイナポータル連携の対象となります。
- なお、マイナポータル連携の対象となっていない場合は、お勤め先から交付された給与所得の源泉徴収票を基に、入力画面から直接入力を行っていただくようお願いいたします。スマートフォンで申告書を作成される場合は、スマートフォンのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影することで、該当項目に自動入力する機能もございますので、そちらをご利用ください。

問3 マイナンバーに変更があり、勤務先に提供しているマイナンバーと現在のマイナンバーが異なりますが、給与所得の源泉徴収票情報のマイナポータル連携は利用できますか。

- お勤め先から税務署に提出された源泉徴収票に入力されているマイナンバーと、e-Tax マイページから提供されたマイナンバーが異なる場合は、マイナポータル連携を利用して給与所得の源泉徴収票情報を取得することはできません。
- その場合は、お勤め先から交付された給与所得の源泉徴収票を基に、入力画面から直接入力を行っていただくようお願いいたします。スマートフォンで申告書を作成される場合は、スマートフォンのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影することで、該当項目に自動入力する機能もございますので、そちらをご利用ください。
- なお、お勤め先には速やかに変更後のマイナンバーを届け出ていただきますようお願いいたします。

問4 非居住者に対して支払われる給与等についてもマイナポータル連携の対象となりますか。

- 所得税法上、給与所得の源泉徴収票の提出は、居住者^(注1)に対し国内において一定の給与等の支払をする者に義務付けられています。
- したがって、非居住者^(注2)に係る給与等については、マイナポータル連携の対象とはなりません。
- また、非居住者及びその年中に非居住者である期間がある方については、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」はご利用できませんのでご注意ください。

(注1) 「居住者」とは、国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいいます。

(注2) 「非居住者」とは、居住者以外の個人をいいます。